

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整部長

原議保存期間30年  
(平成51年12月31日まで)

警察庁丁運発第6号、丁交企発第4号  
丁交指発第3号

平成21年1月19日  
警察庁交通局運転免許課長  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通指導課長

内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める内閣府告示の制定  
について

農地、工事現場等の場所において、農産物、土砂等の運搬作業を行うために使用  
されているホイール・キャリヤ(別添1)を特殊自動車に区分する、内閣総理大臣  
が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件(平成21年内閣府告示第3号)(別  
添2)が本日公布され、本日から施行されることとなった。同告示の内容及び留意  
事項は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

## 1 内容

ホイール・キャリヤは、普通自動車に区分されており、その運転には普通自動  
車を運転することができる免許(以下「普通自動車対応免許」という。)が必要  
とされていたが、改めて実車調査を行ったところ、構造や用途が特殊で、運転に  
普通自動車対応免許を要するまでもないと認められた。このため、道路交通法施  
行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の「内閣総理大臣が指定する特殊な構  
造を有する自動車」として、ホイール・キャリヤを内閣府告示により指定し、特  
殊自動車に区分することとしたものである。

なお、同告示にいうホイール・キャリヤは、道路運送車両法施行規則(昭和26  
年運輸省令第74号)別表第1の「国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自  
動車」として、国土交通省告示(平成13年国土交通省告示第1664号)により指定  
されている「ホイール・キャリヤ」と同義である。

## 2 留意事項

現在までに国内で生産されたホイール・キャリヤは、すべて小型特殊自動車に  
該当するものである。このため、ホイール・キャリヤは小型特殊自動車免許のみ  
で運転することが可能であり、また、引き続き普通自動車対応免許により運転す  
ることも可能であるので、運転に必要な免許の種類についての問い合わせへの対  
応及び取締りにおいて誤りのないようにされたい。

# ホイール・キャリヤ



○内閣府告示第三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表大型特殊自動車の項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を次のように定める。

平成二十一年一月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

ホイール・キャリヤ

附 則

この告示は、公布の日から施行する。